

外国法事務弁護士法人に関する確認事項

(平成二十六年十二月十八日理事会決議)

改正 平成28年 3月17日

- 第1 弁護士法人規程に基づく確認事項(平成13年11月20日理事会議決)は、
第2第2項及び第3を除き、外国法事務弁護士法人について準用する。
- 第2 弁護士法人規程に関する表示等の確認事項(平成13年12月20日理事会
決議)第1は、外国法事務弁護士法人について準用する。
- 第3 弁護士法人規程に関する常駐等の確認事項(平成13年12月20日理事会
決議)は、第2を除き、外国法事務弁護士法人について準用する。

附 則

この確認事項は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部
を改正する法律(平成26年法律第29号)の施行の日から施行する。

(平成27年政令第414号で平成28年3月1日から施行)

附 則(平成28年3月17日改正)

第1の改正規定は、平成28年3月17日から施行する。